

## 情報システムのあり方の検討について

## 1. 情報システムのあり方の検討について

自動車リサイクルシステムデータセンターは、自動車リサイクルシステム全体の「金・物・情報」の流れを確実に関連付けする情報システムの中核となる仕組みであり、自動車リサイクル法の本格施行にあたり、当時想定される要件を充足すべく構築したうえで稼働を開始し、5年を経過した。

その後、車両処理状況検索機能等当初想定し得なかったユーザーニーズが出現し、業務機能追加などのサービスレベル向上策を実施してきたが、他方、システム構造の複雑化に伴う性能悪化により、自動車ユーザーや関連事業者の利用画面の不表示や表示遅延、システム開局時間の遅延などが生じてきた。資金管理業務を担う財団法人自動車リサイクル促進センターは、これまで、データセンター運営会社等と協力してシステムの最適化などのランニング対応策を講じ、以上のような問題の発生軽減に努めてきたところである。

しかしながら、今般、ランニングによる対応は限界に達しつつあり、当該システムの停止を回避するためには、データ構造等に起因する性能悪化の諸問題を勘案した抜本的な対応策を取る必要のあることが判明した。なお、当該対応策では、ハードウェア等の増加回避や削減、オペレーターやシステムエンジニアの人件費抑制といった将来的な情報システムの効率化の達成が見込めることから、自動車ユーザーが負担する情報システムの運用費の低減に貢献することが期待できる。

このような情報システムの大規模な改善は、将来的にもその必要性が予想され、資金管理業務諮問委員会では、指定法人業務を行なっている資金管理法人及び指定再資源化機関ならびに情報管理センターの指定3法人におけるその事業費の支出のあり方等を検討しておく必要がある。このためには、現状の情報システムの問題・課題を明らかにするとともに、その改善方策の検討を元にシステム設計を実施し、効果や費用、受益者等の状況を明確にすることが求められる。については、本財団の資金管理センターで、前述の検討に資するための情報システムの分析・検討・設計等を行うこととしたい。主な検討内容は次の通りである。

- ・情報システム構成要素の整理と分析
- ・サービス水準の調査
- ・情報システムにおける課題の検討
- ・次世代情報システムへの移行方法の検討
- ・次世代情報システムの技術仕様、予想費用等の策定
- ・次世代情報システム移行後の効果の予測

## 2. 検討に要する費用と負担方法

本財団の資金管理法人は、自動車ユーザーへの説明責任を果たす観点から、資金管理業務の中核的な役割を担う情報システムの分析・検討・設計等を行う必要がある。その費用については、第6回産構審・中環審合同会議で示された資金管理法人の費用負担の基本的な考え方のランニングコストのうち、「④独立性・公開性の確保に要する費用」と位置づけ、費用負担の透明性、公平性を確保しつつ指定法人業務分は資金管理料金をもって充てることとしたい。

ただし、料金設定時には資金管理料金を活用して本検討を行うことを前提にしていなかったため、11年間での収支均衡に少なからぬ影響を与えることから、特定再資源化預託金等を原資として実施することとしたい。

### 3. 特定再資源化預託金等の充当額について

- (1) 平成21年度の情報システムのあり方の検討に要する費用の総額は85,050千円であるが、資金管理法人が負担する特定再資源化預託金等からの充当額は、本年度の情報システム利用費に関する按分比率(注1参照)により、次の通りとする。

	(千円:税込み)
平成21年度	63,295

なお、差額は按分比率に従って、他法人である一般社団法人自動車再資源化協力機構及びASRチーム(TH、ART)により負担される。

- (2) 平成22年度の費用の総額は概算で71,400千円と見込まれるが、現在精査中であるため、平成22年3月に開催される第33回資金管理業務諮問委員会において、確定した費用を提示することとしたい。

---

注1 情報システム利用費に関する按分比率(平成21年度分)

情報システム利用費の負担の考え方は、前年度の関係法人機能毎の処理件数とデータ量、プログラム規模(ステップ数)を組み合わせた業務比例配分方式で按分比率を決定している。今般の情報システムのあり方の検討についても、この按分比率を用いる。

利用者業務	按分率
指定3法人業務(資金管理法人、指定再資源化機関、情報管理センター)	74.42%
一般社団法人自動車再資源化協力機構	12.47%
ASRチーム業務(THチーム)	6.29%
ASRチーム業務(ARTチーム)	6.82%
合 計	100.00%

#### 4. 特定再資源化預託金等を充てることの根拠法令

- (1) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第98条第1項の規定に基づき、資金管理法人は、その管理する再資源化預託金等のうちに特定再資源化預託金等があるときは、主務大臣の承認を受けて、当該特定再資源化預託金等をその資金管理業務の実施に要する費用に充てることができる。
- (2) 資金管理法人は、特定再資源化預託金等から63,295千円を本費用に充てることについて、平成21年12月における第32回資金管理業務諮問委員会の審議・承認、評議員会の同意及び理事会の議決を受けた後、経済産業大臣及び環境大臣に承認申請を行う。

#### 5. 今後のスケジュール

平成21年12月8日	第32回 資金管理業務諮問委員会(審議・承認) ・情報システムのあり方の検討について ・平成21年度 特定再資源化預託金等の充当額について
同年12月22日	評議員会同意、理事会議決
同年12月末 ～平成22年2月	・平成21年度 特定再資源化預託金等の資金管理業務の実施に要する費用への充当の承認申請、主務大臣承認 ・主務大臣への平成21年度補正予算の認可申請、主務大臣認可
平成22年 3月	第33回 資金管理業務諮問委員会(審議・承認) ・平成22年度 特定再資源化預託金等の充当額について 他
同年 3月	評議員会同意、理事会議決
同年 3月	主務大臣への平成22年度予算の認可申請、主務大臣認可
同年 5月～	・平成22年度 特定再資源化預託金等の資金管理業務の実施に要する費用への充当の承認申請、主務大臣承認

以上